

保育環境等向上支援事業費補助金に関するFAQ（よくある質問）

No	質問	回答
1	令和4年度までの「保育等子育て環境充実事業費補助金」と何が変わったのでしょうか。	令和5年度からの「保育環境等向上支援事業費補助金」においては、以下2つの事業メニューとしています。 ①保育の質の向上のために行う施設又は付帯設備の整備 ②保育所等の多機能化に資する事業
2	①保育の質の向上のために行う施設又は付帯設備の整備について、令和4年度までの「保育等子育て環境充実事業費補助金」と何が変わったのでしょうか。	これまでの「保育等子育て環境充実事業費補助金」においては、子育て環境の充実に資する保育所等の施設・付帯設備等に対して、整備費用が50万円以上の事業に対して、整備費用の2分の1以内、100万円（整備費用が200万円の場合）を上限に補助を行ってきました。 令和5年度からの「保育環境等向上支援事業費補助金」①の事業については、これまでの事業内容・対象を概ね踏襲しつつも、小規模な整備にも対応できるよう整備費用が25万円以上の事業に対して、整備費用の2分の1以内、50万円（整備費用が100万円の場合）を上限に補助することとしています。
3	事業①について、「保育等子育て環境充実事業費補助金」で対象であった災害対策に係る整備は対象となりますか。	事業①については、保育の質の向上のために行う施設又は付帯設備の整備を対象としています。 令和5年度以降の災害対策に係る整備については、地域共生社会実現サポート事業（災害対応力向上事業）等を活用ください。
4	事業①について、国庫事業において、保育所のICT化に係る事業や防犯対策に係る事業などがありますが、保育環境等向上支援事業費補助金との併用は可能でしょうか。	国庫事業など他の事業の補助対象となる事業は、本事業の活用ができません。まずは国庫事業等を活用ください。 ただし、本事業に追加で補助するなど市町村が独自で行う事業は除きます。
		【保育環境改善等事業】 ・老朽化した備品、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等 ・熱中症対策に係る冷房設備の設置 ・睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入 ・感染症対策のための改修整備等（抗菌性の壁紙、自動水栓、おむつペールの整備等）

5	<p>事業①について、国庫事業に該当するような整備等はどういったものがありますか。</p>	<p>【保育所等におけるICT化推進等事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT化システムの導入やオンライン研修のための設備整備 <p>【就学前教育・保育施設整備交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の整備、防犯対策（門扉の補強・不審者対策用防犯カメラ等）、防音対策、特殊付帯工事（ソーラー、生ごみ処理、水の循環・再利用等） <p>【放課後児童健全育成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブにおける設備の更新等又は防災、防犯対策の実施に必要な整備 <p>上記等が考えられますが、上記に該当しない事業においても他の補助事業等に該当する事業は対象外となります。 なお、国庫事業の詳細等につきましては、所在地市町村へ問い合わせください。</p>
6	<p>過去に国庫補助事業等で整備した設備等について、改修等のため、事業①を活用することは可能でしょうか。</p>	<p>4に記載のとおり、まずは国庫事業等を活用ください。なお、事業によっては整備後10年間は同事業の対象とならない場合等の要件があることがありますので、そういった場合は事業①の活用することも可能です。 ただし、その場合においても単なる改修等ではなく、保育の質向上が認められるものでないと対象となりません。 また、国庫補助事業等で整備した設備等については、当該財産（設備）の処分（交換・取壊し等を含む）における制限があることがありますので、あらかじめ所在地の市町村等など補助金の交付元まで問い合わせください。</p>
7	<p>②保育所等の多機能化に資する事業は、どういった事業が対象となりますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援へ配慮が必要な家庭への支援として、専門家による指導助言・研修に係る経費や児童への訪問支援に係る交通費・備品等に係る経費等 ・保育士等の研修環境の整備として、園内研修の開催、オンライン研修受講環境の整備に係る経費等 ・保育士・保育所等の魅力を発信し、保育所等の担い手を確保するため、京都府に所在する保育団体が主催する就職フェア等への出展に係る経費等 <p>などについて、想定しています。</p>
8	<p>上記②事業について、記載している例以外は対象とならないのでしょうか。また、事前に対象となるか教えてもらえないでしょうか。</p>	<p>上記の例以外の事業についても、国庫補助事業等の対象とならない多機能化に資すると判断される事業については、対象となり得ます。 なお、対象事業の判断については、保育環境等向上支援事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第8条に規定する意見聴取会議での意見も踏まえて決定することとしています。</p>
9	<p>上記②事業について、補助上限額等を教えてください。</p>	<p>当該②の事業に係る総事業費が25万円以上の事業に対して、総事業費の2分の1以内、50万円（総事業費が100万円の場合）を上限に補助することとしています。</p>

10	補助上限額については、上記①と②の事業、それぞれで設定されていますが、事業費が累計で200万円以上の場合、100万円が補助上限額となるのでしょうか。	それぞれの事業に補助上限額を設定していますが、 <u>保育環境等向上支援事業費補助金全体で補助上限額は50万円</u> としています。 例えば、①及び②の事業をそれぞれ60万ずつ、全体で120万円の事業を実施した場合において、各事業ごとの補助額は30万円ずつとなりますが、補助上限額は事業全体で50万円のため、補助額は50万円となります。
11	事業について、①、②の累計額ではなく、それぞれ対象経費が25万円以上の事業でないと、申請できないのでしょうか。	本事業については、 <u>事業ごとに対象経費が25万円以上</u> でないと申請できません。
12	事業①、または、事業②のみで申請することは可能でしょうか。	事業①、または、事業②のみでも対象経費が25万円以上の事業は、申請することが可能です。
13	各事業について、申請すれば必ず採択されるのでしょうか。	<u>申請のあった事業が全て採択されるとは限りません。</u> なお、対象事業の判断については、保育環境等向上支援事業費補助金交付要綱第8条に規定する意見聴取会議での意見も踏まえて決定することとしています。
14	補助金の額は、交付要綱第5条において、対象経費の2分の1以内と規定されていますが、2分の1の額より少ない交付となることはあるのでしょうか。	予算の範囲内での交付となるため、 <u>2分の1の額より少ない交付となることはあり得ます。</u> なお、その場合においては、 <u>交付決定の前にあらかじめお知らせする予定</u> です。
15	本事業において対象とならない経費はありますか。	交付要綱第4条の規定に基づき、以下の経費は対象外としています。 ①補助対象施設の運営費に係る経常的な経費 ②用地の取得及び補償費 ③その他不相当と認められる経費 [対象とならない経費(例)] 施設職員の人件費(給与等)、借入金及び支払利息、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上不適切と認められる費用
16	申請できるのは1法人1施設のみでしょうか。	1法人1施設のみという制限は設けておりません。複数施設をお持ちの場合は、施設数を上限に申請いただくことが可能です。
17	申請は本園・分園は、それぞれ1施設として申請可能でしょうか。	<u>本園・分園は個別に申請することはできません。</u>
18	本事業において、2法人以上が共同して実施することは可能でしょうか。	①の事業においては、施設整備等に係る事業であり、財産の取得となるため、共同実施は困難と考えておりますが、②の事業において、備品購入などの財産の取得とならない経費については、対象となり得る可能性があります。 なお、申請の際は1法人が代表して申請ください。 また、共同で実施した各法人については、法人ごとに個別の事業を申請することはできません。

19	過去に「保育等子育て環境充実事業費補助金」などの補助金の交付を受けたことがある場合でも申請できますか。	過去に交付を受けたことがある場合でも申請いただけます。
20	いつから事業を開始したものが対象となりますか。	令和5年4月1日以降に開始した事業が対象となります。 なお、令和5年3月31日までに開始し、令和5年4月1日以降に完了した事業については対象となりません。 また、交付決定までは事業の採択及び補助額について確約されませんので、ご注意ください。
21	事業の対象期間内に事業が完了する見込みがないのですが、この場合でも補助の対象となりますか。	補助の対象は対象期間内に事業着手・完了した事業に限ります。
22	事業完了に伴う業者への支払いは事業の対象期間内に行う必要がありますか。	補助金の適正な執行の観点から、原則、対象期間内に支払いまで完了してください。
23	小規模保育事業所は補助金の対象となりますか。	対象施設は、交付要綱第2条に規定する施設のため、 <u>小規模保育事業所は補助金の対象外</u> となります。
24	交付申請書等に押印は必要となりますか。	交付申請書等に押印は必要ありません。ただし、口座振替依頼書について、口座名義人が法人代表者と異なる場合など、委任が必要な場合、 <u>委任状に委任者の押印が必要</u> となります。
25	申請書はどこに提出したらいいでしょうか。	京都府こども・青少年総合対策室宛に提出してください。
26	交付申請書や実績報告書について、提出期限までに提出できない場合、補助金はもらえないのでしょうか。	必ず期限までに提出ください。なお、提出期限までに提出いただけない場合、補助金の交付ができなくなる場合があります。
27	申請をしましたが、事業の中止を検討しています。どのような手続きが必要でしょうか。	交付決定後に事業を中止する場合は、中止の前に <u>あらかじめ、事業中止(廃止)申請書を提出</u> ください。 交付決定前に事業を中止する場合は、中止が判明した時点で御一報ください。 ※予算に限りがありますので、必ず御連絡ください。
28	事業①及び②について申請をしましたが、片方(例えば②)の事業が中止する予定です。どのような手続きが必要でしょうか。	交付決定後に事業の一部を中止する場合は、特段の手続きは不要ですが、実績報告書の提出時に一部中止後の実施内容を記載の上、提出ください。(中止する事業の事業実績書は不要です) 交付決定前に事業の一部を中止する場合は、中止が判明した時点で御一報ください。

29	<p>交付決定後に事業内容を変更したい場合、どのような手続きが必要でしょうか。</p>	<p>交付決定後に事業内容を変更する場合は、変更の前にあらかじめ、変更承認申請書を提出ください。なお、交付申請額の増額については、認められません。 また、軽微な変更（金額のみの減額変更、導入する製品のメーカーの変更等）は提出不要です。 交付決定前に事業の内容変更を希望する場合は、御一報ください。 <u>※御連絡等がなかった場合は、補助金の支払いができなくなることがあります。</u></p>
30	<p>交付申請時には事業費が25万以上でしたが、実際に事業を開始すると25万円以下となりました。その場合、補助金はもらえないのでしょうか。</p>	<p>本事業については、事業メニューごとに対象経費が25万円以上となる事業を対象としています。 よって、<u>事業の変更や中止、見積額の減等により事業費が25万円を下回った場合、補助の対象外となります</u>ので、御一報をお願いします。</p>
31	<p>交付決定後に住所や代表者等が変更となりました。どのような手続きが必要でしょうか。</p>	<p><u>実績報告書の提出時等において、変更後の住所や代表者等がわかる資料を提出</u>ください。なお、代表者等の変更の場合は、口座振替依頼書についても、変更後の内容であらためて提出ください。</p>
32	<p>事業①について、職員対象の事業は補助の対象となりますか。</p>	<p>当事業は入所児童等の保育環境の充実を目的としており、主に職員を対象とした環境整備事業（大人用トイレの改修など）は対象外です。ただし、ICTの導入等により、職員の負担軽減や職員の質向上につながる事業については、補助の対象とします。（※） 【ICTを導入する場合の補助対象事業の事例】 ・保育ロボット（午睡チェック・登降園管理等）の整備 ・業務管理システム等のシステム導入 ・オンライン研修を受講できる環境整備を図るためのインターネット環境整備＋パソコン等の機器購入＋防音設備整備 など ※国庫補助の対象となる場合は、補助対象外となります。 ※システム導入や環境整備を一体的に行うことで質の向上を図れるものとし、単なるパソコン等の機器購入は補助対象外となります。</p>
33	<p>事業①について、おもちゃや絵本、消耗品は補助の対象となりますか。</p>	<p>本補助金は、施設や施設の付帯設備の整備などを対象としているため、<u>おもちゃの購入等は原則、補助の対象となりません。</u></p>
34	<p>事業①について、保育室内の机やイスの購入は対象となりますか。</p>	<p><u>単なる備品の購入は補助の対象となりません。</u>他の保育の質の向上につながるものと一体的に整備を実施して、25万円以上となるような整備であれば、審査の対象となり得ます。</p>
35	<p>事業①について、防犯カメラや非常用通報装置などの設置は補助の対象となりますか。</p>	<p>保育の検証のための防犯カメラ（保育室内も含む）等については、補助の対象となり得ます。 なお、保育所等における不審者侵入対策等の防犯カメラ等の整備については、<u>原則、就学前教育・保育施設整備交付金(国庫事業)を活用ください。</u></p>
36	<p>事業①について、園庭や屋上等に樹や芝生を植えるなど緑化を考えていますが、事業の対象となりますか。</p>	<p>保育の質の向上に資する事業であれば、対象となり得ます。</p>